

平成25年度 市民ネット行政視察報告書

1. 視察期間

平成26年2月12日（水）

2. 視察先

和歌山県田辺市

3. 視察項目

市民活動の推進によるまちづくりについて

4. 視察の目的

高山市では、「協働のまちづくり」をすすめるため市民説明会など準備がすすめられている。田辺市における「市民活動の推進によるまちづくり」の取り組み状況を参考としたい。

5. 視察内容

ア. 概要

市民活動を支援する施策として、「みんなでまちづくり補助金」「田辺市市民活動センターの設置」「田辺市市民活動災害補償制度（ふれあい保険）」「町内会・自治会等に対する支援」を行っている。

田辺市では平成11年度に「田辺市市民参画によるまちづくり懇話会」を設置し、平成12年には企画広報課内に「市民活動推進係」を設置した。

その後、

平成13年度「市民と行政を考えるワークショップ」の開催

平成14年度「市民活動促進指針」の策定提言

平成15年度「田辺市市民活動促進指針」策定

平成17年度 市町村合併

新市における「活動指針」と補助制度の継承を確認

・「みんなでまちづくり補助金」を創設

・「田辺市市民活動センター」を設置

イ. 効果

「みんなでまちづくり補助金」は市民団体が実施する公益事業に対して財政支援を行い、市民による主体的なまちづくりの推進を図ることを目的として平成18年度から実施されている。補助金はハード事業とソフト事業に区別され、ハード事業は事業費の4分の3以内、限度額100万円。ソフト事業は事業費の2分の1以内、限度額50万円以内で補助される。ハード事業は1回のみ補助となるが、ソフト事業は3回まで継続して補助が受けられる。

これまで、ハード事業は12件、ソフト事業は110件、補助金額は約4,066万円が補助されている。1年平均では約500万円となっている。

市民活動団体は現在145団体が登録している。

田辺市では制度が定着してきていると評価されている。

町内会・自治会への補助金は広報誌の配布委託、町内会館や町内会放送設備の新築・改修等の支援、自主防災組織の育成に関する支援が行われている。

市民活動センターは田辺市民総合センターに設置され、NPO 法人「市民活動フォーラム田辺」に運営委託されている。常勤職員が配置され、市民活動団体間の交流事業や市民活動啓発事業がすすめられている。

ウ. 課題

「みんなでまちづくり補助金」は700万円の予算を計上しているが、執行率は下がってきている。ソフト事業の場合、団体の自主財源が2分の1必要なことも影響していると思われる。

NPO と地域の連携をめざしているが、NPO の活動目標は明確であることから、地域活動との連携は思うように進まない。

町内会への加入状況は旧田辺市域では76%、旧町村地域ではほぼ100%の加入率となっている。中心部の加入率は年々低下している。

6. 考察

高山市のすすめようとしている協働のまちづくりと田辺市の市民活動の推進によるまちづくりの取り組みは制度の違いはあるが、市民の主体的な活動を促す意味では共通している。

田辺市では市民活動の推進によるまちづくりを早い段階から取り組まれている。NPO も積極的な活動をしていることがうかがえるが、担当者からも説明のあったNPO の活動と町内会等の地域との連携が課題となっている。

高山市においても協働のまちづくりの中核づくりには様々な活動団体等の連携が必要であると考えられる。

また、田辺市においても町内会への加入が問題となっている。

平成23年に発生した災害によって市民活動の必要性が再認識された面もあると伺った。

平成25年度 市民ネット行政視察報告書

1. 視察期間

平成26年2月12日（火）

2. 視察先

和歌山県田辺市

3. 視察項目

定住促進事業について

4. 視察の目的

大都市圏から離れ、広域合併をした田辺市と高山市には共通する行政課題も多い。特に田辺市では積極的な定住促進事業をすすめていることから、高山市の取り組みの参考としたい。

5. 視察内容

ア. 概要

田辺市の取り組みは「元気かい！集落応援プログラム」として山村集落支援事業が行われている。様々な事業の中で、定住促進事業も展開されている。

定住促進事業は田辺市定住支援協議会を設置し、地域の相談員が定住をサポートしている。窓口は森林局山村林業課であるが、ワンストップパーソンを設置して専門的に対応している。

和歌山県との連携によってすすめられている。

目的に応じた短期滞在が可能な施設を利用できる。

・田辺市短期滞在施設

定住地探しをするために1年間滞在できる

・出船入船交流施設

定住地探しをするために短期間（最長2年間）滞在できる

・紀州備長炭記念公園

炭産を築いて製炭業の修業を希望する研修施設に滞在（最長2年間）できる

イ. 効果

平成19年度から平成24年度までで56世帯106人が移住している。UIJターン希望者からの相談窓口を山村林業課に一元化し、ワンストップパーソンとして対応していることから、専門的な相談業務がすすめられている。

これまでの短期滞在利用世帯は13世帯19名であるが、9世帯が田辺市に滞在している。

定住事業を促進していくためには生活環境の基盤整備も重要であることから過疎集落支援事業も展開している。

生活空間保全事業として職員レンジャー隊が組織されている。900人の職員のうち150人が登録し、地域での活動に参加する仕組みがある。

ウ. 課題

集落の高齢化の進行が著しい。

鳥獣害対策や飲料水の維持管理、耕作放棄地や生活道などの維持管理、再造林放棄地の増加、交通手段の確保など山村集落の課題が深刻化してきている。

地域資源を活用して遊休農地の解消を図り、地域おこしを如何に進めていくかが課題であると伺った。

6. 考察

田辺市の深刻な過疎地域の状況を伺った。山村集落支援の一環として定住促進事業が展開されている。現場に近いところとの観点から担当部局を山村地域に移転されている。

行政職員による声かけ活動が推進されたことにより、高齢者の方から好評である。

田辺市では定住促進事業は山村集落の支援事業として取り組まれている。定住促進事業は人口減少がすすむ中で移入人口を増加させるのみならず、移住地区における活性化にも大きく寄与できることから、地域振興策の一つとして総合的な取り組みが必要である。

平成25年度 市民ネット行政視察報告書

1. 視察期間

平成26年2月12日（水）

2. 視察先

和歌山県海南市

3. 視察項目

紀州漆器の現状と課題

4. 視察の目的

伝統的工芸品である飛騨春慶は後継者不足等様々な課題がある。国内でも有数の漆器である紀州漆器の現状と課題について視察し、高山市の参考としたい。

5. 視察内容

ア. 概要

紀州漆器は昭和53年2月に「伝統的工芸品」として指定された。現在の紀州漆器協同組合の組合員数は140企業、従業員は約710人で、生産額は約45億円となっている。ピーク時には500～600の企業で、生産額も300億円だったこともあり、産業としての紀州漆器は非常に厳しい状況となっている。

海南市では、漆器業界への支援として各種補助金を支給している。

- ①紀州漆器まつり補助金
- ②伝統産業会館事業補助金
- ③伝統工芸事業委託料
- ④漆器蒔絵体験ハウス委託料

イ. 効果

職人の高齢化がすすむ中で、後継者不足が深刻化しているが、青年部には約40人が所属し、活動している。

紀州漆器まつりは海南市の漆器産業の中心地である黒江地区を主会場として漆器と町並みを活かしたまちづくりを育んでいくことを目的として開催され、例年、約6万人の人出でにぎわう。

漆器蒔絵体験ハウスの開催は参加者から好評で、観光事業においても有意義な事業となっている。また、小学校4年生は郷土学習として紀州漆器について学習している。

海南市黒江地区の風情ある歴史的町並み・町屋を活かした景観づくりを行うことを目的として、和歌山県知事より「わかやま景観づくり協定」第1号として認定され、サポーター等によって活動がすすめられている。

ウ. 課題

ライフスタイルの変化や、消費者ニーズの多様化によって漆器製品の需要が激減している中で、新たなニーズの発掘による新製品の開発や伝統を活かすものづくりの必要性を訴えられた。

6. 考察

紀州漆器の厳しい現状を伺う中で、後継者不足や消費の減少など飛騨春慶の状況と同様の悩みを抱えている。

紀州漆器は木地を多産地から調達されていることや、プラスチック製品の樹脂加工品などの製品が生産されている。本来の紀州漆器としての地場産業における業者の取り組みの違いを感じた。

黒江地区は歴史的な趣が現存しており、地域が一体となって紀州漆器を中心として栄えた歴史を活かすまちづくりに今後の可能性を感じた。

漆器産業は製品の加工から販売まで分業で行われているが、業者が一体となって取り組むことが重要であると感じた。

後継者不足が深刻化していることは収益の面も影響していると考えられることから、製品の付加価値を高めることや、新たなニーズへの対応、販路の拡大などの対策が必要とされている。

平成25年度 市民ネット行政視察報告書

1. 視察期間

平成26年2月13日（木）

2. 視察先

滋賀県近江八幡市

3. 視察項目

協働のまちづくり基本条例について

4. 視察の目的

近江八幡市は「協働のまちづくり基本条例」を制定して、協働のまちづくりに取り組んでいる。条例制定の考えと条例に基づく取り組みを高山市の参考としたい。

5. 視察内容

ア. 概要

地方分権一括法の施行により地方自治体の自主性が重要視されることになったことから、市民と行政の協働についてルール化する必要があった。

当時から動き始めていた学区まちづくり協議会の活動を担保する制度が必要との声があり、条例制定に向けた取り組みが始まった。

合併協議の中で一時中断したが、平成17年度に検討を再開した。平成20年に条例が施行されたが、旧近江八幡市に限定した暫定条例となった。新市において検討がすすめられ、平成24年に新市としての「近江八幡市協働のまちづくり基本条例」が施行された。

条例では市民の市政への参画の権利を保障するための理念とルールを定め、市民に身近な条例とするために「です」「ます」調の表現とされた。

また、協働のまちづくり条例は市の最高規範として位置づけられている。

条例では「まちづくり協議会」を定義し、位置付け、行政からの支援、拠点などを明文化している。

まちづくり協議会は地域住民による自主的な地域づくりをすすめるための組織として位置づけられている。また、各学区に設立され、事業を推進していくために、独自に人員を確保していく必要があり、市ではそのための支援をしている。

条例では協働のまちづくりの推進に向けた具体的な取り組みをすすめるための「市民自治基本計画」の策定に取り組むこととされている。

イ. 効果

条例を制定することによって市民が市政に参画する権利を保障するルールが明文化されることにより、市民と市による協働のまちづくりがすすみ、地域力が強化される。

議会においても市民参加及び市民との連携を盛り込んだ議会基本条例を制定し、各学区における議会報告会を開催している。

行政としては行政評価等を実施するにあたって市民参加の機会を設けている。また、施策の初期段階からの市民参画をすすめている。(地域福祉計画策定のための地域懇談会等)

ウ. 課題

近江八幡市では市民には協働に対する意識が深まっていないとの説明を受けた。市民には協働の名のもとに行政から仕事を押し付けられているという意識があるという。また、地域・NPO・行政間の理解不足もある。

また、各所属で基本条例や方針の策定、それに基づく計画の策定とその進捗管理及び評価を行うことになり、職員の評価疲れが懸念されている。

6. 考察

近江八幡市が取り組んでいる各地域における自主的な取り組みによる協働のまちづくりは、高山市のすすめようとしている協働のまちづくりと似ている。

近江八幡市では従来から学区ごとに公民館が設置され、地域コミュニティの中核としての拠点があった。その公民館がコミュニティセンターとして位置づけられている。

まちづくり協議会はコミュニティセンターと一体となって活動している。

また、まちづくり協議会は地域の様々な団体が参加し、地域住民自らが事業を展開することとしている。

まちづくり協議会長とセンター長(兼務もあり)、センター職員、まちづくり協議会職員が3～5名の体制で活動がすすめられている。

近江八幡市では協働のまちづくりをすすめるうえでの土壌があったことによって、比較的スムーズに取り組まれているものと思われる。

高山市においても協働のまちづくりをすすめることとしているが、地域住民の理解が前提となる。先進的な取り組みをすすめている近江八幡市においても市民の理解が不十分であるといわれている中で、高山市民の理解度はさらに低い水準であると思われる。時間をかけて取り組むことも必要ではないか。